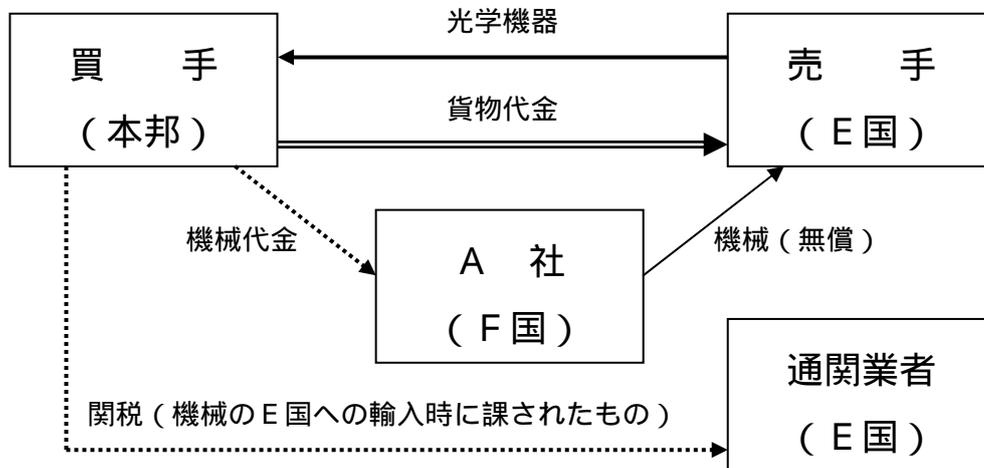


13. 輸入貨物の生産に使用する機械に輸出国で課された関税



【照会要旨】

当社（買手）は、E国所在の売手から光学機器を購入（輸入）します。

今般、当社が輸入貨物の生産に使用する機械をF国所在のA社から売手に無償で提供したところ、E国所在の通関業者からE国で課された関税額を請求され、その額を支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がE国の通関業者に支払ったE国で輸入貨物を生産する機械に課された関税の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社がE国所在の通関業者に支払ったE国で課された関税は、無償で提供した機械に要する費用の一部として、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされており、買手がその物品を提供するために要した運賃、保険料その他の費用を負担したときには、それらの費用を上記の通常要する費用に加算した額がその物品に要する費用の額とされています。

上記の取引において、貴社（買手）がE国所在の通関業者に支払ったE国で課された関税は、貴社が輸入貨物を生産する機械を提供するために必要な費用であることから、その機械を提供するために要した運賃、保険料その他の費用の一部として、その機械に

要する費用に含まれます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号ロ

関税定率法施行令第1条の5第2項

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)